第1074号
受
23.10.07
小郡三井医師会

福県医発第１６０７号（地）
平成２３年１０月　６日

各　医　師　会　長　　殿

福 岡 県 医 師 会
会長　松　田　峻 一 良
（公 印 省 略）

平成 23 年台風 12 号に関する診療報酬等の請求の取扱い等について（その２）

平成23年台風12号による被災者に係る被保険者証等の提示等及び公費負担医療の取扱いにつきましては、平成 23 年９月 15 日付け福県医発第 1453 号（地）にてご連絡申し上げております。

今般、標記の件につきまして厚生労働省保険局医療課より、被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等、レセプト電子処理システムの取扱いについて別紙１のとおり示され、厚生労働省健康局、雇用均等・児童家庭局及び社会・援護局の担当部署からは、医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者に係る請求について、各公費負担医療制度別に具体的な取扱いが別紙２のとおり示されております。

また、台風 12 号による被災状況等にかんがみ、当該災害による被災世帯の健康保険被保険者（被扶養者を含む）、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金の徴収猶予及び減免、保険料（税）の納期限の延長及び猶予等の取扱いについて、別紙３～５のとおり、厚生労働省保険局保険課、厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課及び厚生労働省保険局高齢者医療課より事務連絡が発出された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より　　**医療保険担当理事　山下拓郎**
会長　蒲池　壽

（保 146）
平成２３年９月２７日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
鈴　木　邦　彦

平成２３年台風１２号に関する診療報酬等の請求の取扱い等について

平成２３年台風１２号による被災に関する診療報酬の請求等の取扱い及び公費負担医療の請求等の取扱いについて、別添（添付資料１～２）のとおり、厚生労働省より事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

厚生労働省保険局医療課より、被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱い等、レセプト電子処理システムの取扱いについて示され、厚生労働省健康局、雇用均等・児童家庭局及び社会・援護局の担当部署からは、医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者に係る請求について、各公費負担医療制度別に具体的な取扱いが示されておりますので、詳細につきましては添付資料をご参照いただきますようお願い申し上げます。

また、台風１２号による被災状況等にかんがみ、当該災害による被災世帯の健康保険被保険者（被扶養者を含む）、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金の徴収猶予及び減免、保険料（税）の納期限の延長及び猶予等の取扱いについて、別添（添付資料３～５）のとおり、厚生労働省保険局保険課、厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課及び厚生労働省保険局高齢者医療課より事務連絡が発出されましたので、併せてご連絡申し上げます。

＜添付資料＞
１．平成２３年台風１２号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その２）
（平 23.9.26　事務連絡　厚生労働省保険局医療課）
２．平成２３年台風１２号による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて
（平 23.9.26　事務連絡　厚生労働省健康局総務課・疾病対策課・結核感染症課
雇用均等・児童家庭局母子保健課
社会・援護局保護課・援護企画課
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課）

３．災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について

（平23.9.5　事務連絡　厚生労働省保険局保険課）

４．平成２３年台風１２号により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて

（平23.9.5・9.6　事務連絡　厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治税務局市町村税課）

５．平成２３年台風１２号による被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて

（平23.9.5・9.6　事務連絡　厚生労働省保険局高齢者医療課）

別　紙 1

事　務　連　絡
平成23年９月26日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年台風12号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その２）

平成23年台風12号による被災に関する診療報酬の請求等の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体への周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別添のとおり同日付で事務連絡が発出されているものであること。

記

１　被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて

（１）被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて
　被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、以下の方法により診療報酬の請求を行うものとすること。

①　保険医療機関においては、受診の際に確認した被保険者の事業所等や過去に受診したことのある医療機関に問い合わせること等により、また、窓口で確認した事項等により、可能な限り保険者等を記載すること。
②　保険者を特定した場合にあっては、当該保険者に係る保険者番号を診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の所定の欄に記載すること。
　なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合については、当該記号・番号を記載することとし、当該記号・番号が確認できない場合にあっては、明細書の欄外上部に赤色で不詳と記載すること。
③　上記①の方法により保険者を特定できないものにあっては、住所又は事業所名、

患者に確認している場合にはその連絡先について、明細書の欄外上部に記載し、当該明細書について、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ提出する分、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ提出する分、それぞれについて別に束ねて、請求するものとすること。

なお、請求において、国民健康保険の被保険者である旨、国民健康保険組合の被保険者である旨及び後期高齢者医療の被保険者である旨を確認した者に係るものについては国保連に、被用者保険の被保険者等である旨を確認した者に係るものについては支払基金に請求するものとする。また、支払基金か国保連のいずれに提出するべきか不明なレセプトについては、保険医療機関において、可能な限り確認した上で、個別に判断し、いずれかに提出すること。

④　保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法については、国保連分は、当該不明分につき診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で、支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定分である旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載すること。

（２）健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７５条の２等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられたものに関する取扱い

健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７５条の２等の規定により一部負担金の減免措置等を講じられた者については、当該減免措置の対象となる明細書と減免措置の対象とならない明細書を別にして請求すること。（以下の事務連絡参照。）

なお、減免措置等に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で(災１)と記載するとともに、同一の患者について、減免措置等に係る明細書と減免措置等の対象とならない明細書がある場合には、双方を２枚１組にし、通常の明細書とは別に束ねて提出すること。

ただし、同一の患者について、減免措置等に係る診療等とそれ以外の診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で(災２)と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載すること。

また、減免措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和５１年８月７日保険発第８２号）に基づき記載すること。

・災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について（平成２３年９月５日厚生労働省保険局保険課事務連絡）
・平成２３年台風１２号により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて（平成２３年９月５日及び６日厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）
・平成２３年台風１２号による被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて（平成２３年９月５日及び６日厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡

（３）被保険者証等により受給資格を確認した者の取扱いについて

被保険者証等により受給資格を確認した場合については、従来通りの方法に加え、（２）の方法により行うものとすること。

（４）調剤報酬等の取扱いについて

調剤報酬の請求及び訪問看護療養費の取扱いについても、上記と同様の取扱いとすること。

なお、調剤報酬に関し、窓口で住所又は事業所名を確認していない場合については、処方せんを発行した保険医療機関に問い合わせること等により、保険者の確認を行うこととし、平成２３年１０月以降の調剤分については、住所又は事業所名を確認すること。

２　レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない者等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。（電子レセプトにより請求する際には別添の事項を参考として記載すること。）

別添

電子レセプトの記録に係る留意事項

本事務連絡に基づき診療報酬等を請求する場合には、電子レセプトの記載について以下の点に留意すること。なお、システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求することとする。

１．事務連絡１（１）②関連（保険者を特定できた場合）

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、

- ○　被保険者証の「保険者番号」を記録する
- ○　被保険者証の「記号」は記録しない
- ○　「番号」は「999999999（９桁）」を記録する
- ○　摘要欄の先頭に「不詳」を記録する
- ○　保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999（８桁）」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

２．事務連絡１（１）③関連（保険者を特定できない場合）

保険者を特定できない場合には、

- ○　「保険者番号」は「99999999（８桁）」を記録する
- ○　被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する
- ○　被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記１と同様に、
  - ●　「記号」は記録しない
  - ●　「番号」は「999999999（９桁）」を記録する
  - ●　摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する

３．事務連絡１(２)関連

本事務連絡１(２)において、「明細書の欄外上部に赤色で災１と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項に「９６」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災１」と記録する」こと。

また、「災２と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「９７」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災２」と記録する」こと。

４．事務連絡１（４）関連（調剤レセプトの場合）

処方せんを発行した保険医療機関について、「都道府県番号」、「点数表番号」又は「医療機関コード」のいずれかが不明な場合には、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」の全てを記録せず、「保険医療機関の所在地及び名称」欄に、当該保険医療機関の所在地及び名称を記録すること。

別　紙２

事　務　連　絡
平成23年9月26日

各都道府県　民生・衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局
総　務　課
疾　病　対　策　課
結　核　感　染　症　課

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
母　子　保　健　課

厚生労働省社会・援護局
保　護　課
援　護　企　画　課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課

平成23年台風12号による被災者の公費負担医療の請求等の取扱いについて

標記公費負担医療の取扱いについては、既に連絡したところでありますが、今般、医療費の請求等の事務について、下記のとおり取扱うこととしますので、貴管内関係機関への周知方をよろしくお願いします。

なお、診療報酬の請求等の事務については、保険局医療課より、事務連絡が別途発出されていることを申し添えます。

記

被爆者健康手帳や患者票等を指定医療機関等に提示せず公費負担医療を受診した者に係る請求についての各公費負担医療毎の具体的な取扱いは、別紙の方法によられたいこと。

＜別　　紙＞

（１）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

①　医療機関等は、原爆医療の対象の申し出があった場合は、可能な限り「認定疾病医療」（法第１０条関係）若しくは「一般疾病医療」（法第１８条関係）であったかを特定すること。

②　①により特定ができた場合は、診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる２桁の法別番号（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定疾病医療「１８」、一般疾病医療費「１９」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。なお、同一の者について「１８」と「１９」を請求する場合には、それぞれ別々の明細書で請求すること。

なお、公費負担者番号（８桁）、受給者番号（７桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（８桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

③　どうしても特定できない場合は、当該患者の明細書については、上部左上空欄に赤色で原　爆 と表示するとともに、摘要欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求することとする。

（２）毒ガス障害者救済対策事業

医療機関等は、毒ガス障害者救済対策事業で受診した者の請求については、広島県健康福祉局総務管理部被爆者対策課（電話番号０８２－５１３－３１１５）に必ず照会した上で、毒ガス障害者医療費請求書を用いて広島県健康福祉局総務管理部被爆者対策課に請求すること。

（３）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

医療機関等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第３７条の２の結核患者に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる２桁の法別番号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療「１０」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（８桁）、受給者番号（７桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（８桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（４）特定疾患治療研究事業等

医療機関等は、特定疾患の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる２桁の法別番号（特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費「５１」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（８桁）、受給者番号（７桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（８桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（５）肝炎治療特別促進事業

医療機関等は、肝炎治療特別促進事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる２桁の法別番号（肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付「３８」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（８桁）、受給者番号（７桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（８桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（６）児童福祉法

①　医療機関等は、児童福祉法第２０条の児童に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる２桁の法別番号（児童福祉法による療育の給付「１７」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（８桁）、受給者番号（７桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（８桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

②　医療機関等は、児童福祉法第２１条の５の小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる２桁の法別番号（児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付「５２」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（８桁）、受給者番号（７桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（８桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（７）母子保健法

医療機関等は、母子保健法第２０条の未熟児に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる２桁の法別番号（母子保健法による養育医療「２３」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（８桁）、受給者番号（７桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（８桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（８）生活保護法

医療機関等は、生活保護法による医療扶助で受診した者の請求については、原則として、福祉事務所に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる２桁の法別番号（生活保護法による医療扶助「１２」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（８桁）、受給者番号（７桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（８桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（９）戦傷病者特別援護法

医療機関等は、戦傷病者特別援護法第４条第１項第２号の認定を受けた戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病に対する医療を取り扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる２桁の法別番号（戦傷病者特別援護法による療養の給付「１３」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（８桁）、受給者番号（７桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（８桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（10）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

医療機関等は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援給付で受診した者の請求については、原則として、支援給付の実施機関に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる２桁の法別番号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第１４条第４項に規定する医療支援給付「２５」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（８桁）、受給者番号（７桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（８桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

（11）障害者自立支援法

医療機関等は、障害者自立支援法第５条第１８項に規定する自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる２桁の法別番号（障害者自立支援法による更生医療「１５」、育成医療「１６」及び精神通院医療「２１」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（８桁）、受給者番号（７桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（８桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

※１なお、明細書については電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。

※２電子レセプトにより請求する場合においては、以下の点を参考にすること。

①公費負担者番号が確認できない場合には、「法別２桁+８８８８８８（６桁）」を記録し、併せて摘要欄の先頭に「住所」を記録すること。
また、受給者番号が確認できない場合においては、「９９９９９９９（７桁）」を記録すること。

②公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、「９９９９９９９（７桁）」を記録し、摘要欄の先頭に「不詳」を記録すること。

※３「平成23年台風12号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その２）」（平成２３年９月２６日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）において「赤色で災２と記載する」とされているものについては、公費負担者番号及び公費受給者番号を記載し、レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「９７」、摘要欄の先頭に「災２」を記録すること。

別　紙３

事　務　連　絡
平成２３年９月５日

健康保険組合　御中

厚生労働省保険局保険課

災害により被災した被保険者等の一部負担金等
及び健康保険料の取扱い等について

標記については、平成２３年台風１２号による被災状況等にかんがみ、災害等による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）の一部負担金等並びに被災事業所等の健康保険料の取扱い等について、下記内容をあらためて周知しますので、よろしくお取り計らいください。

記

１　一部負担金等の徴収猶予及び減免について
健康保険においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第７５条の２及び第１１０条の２の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の台風による被災被保険者等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

２　保険料の納期限の延長及び納付猶予について
今般の台風により被災した事業所、任意継続被保険者、特例退職被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

３　被保険者証の取扱いについて
今般の台風により被災し、被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、申請に応じ速やかに再交付を行うなど、適切に対応されたいこと。
また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられていること（別添参照）。

４　保険給付費等の支払いについて
被災した被保険者から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

５　その他
上記の１又は２の措置を講ずる場合については、被災被保険者等又は被災した事業所等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。
また、上記３について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。

別　紙４

事　務　連　絡
平成２３年９月５日

三重県健康福祉部社会福祉室
三重県政策部市町行財政室
奈良県健康福祉部保険指導課
奈良県地域振興部市町村振興課
和歌山県福祉保健部健康局健康づくり推進課
和歌山県総務部総務管理局市町村課
鳥取県福祉保健部健康医療局医療指導課
鳥取県総務部税務課
御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治税務局市町村税課

平成２３年台風１２号により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて

標記について、平成２３年台風１２号により、貴県管内の市町村において災害救助法が適用されたことに鑑み、同法の適用を受けた市町村で被災した世帯の国民健康保険被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る国民健康保険料（税）等について、下記内容につき改めて関係保険者への連絡・指導等よろしく取り計られたい。

記

１　国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４４条、第７７条及び第８１条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第１５条、第２０条の５の２及び第７１７条の規定に基づき、保険者の判断により、国民健康保険料（税）の徴収猶予、納期限の延長及び減免並びに一部負担金の徴収猶予又は減免を行うことができることとなっており、被災被保険者の国民健康保険料（税）等についても被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

２　被災被保険者に係る国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免額については、その実情に対して、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和３８年厚生省令第１０号）第６条第１号又は第４号に基づき、特別調整交付金が交付されること。（交付要件の詳細については「災害による国民健康保険料（税）の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について」（昭和４２年６月３０日付け保発第２４号）を参照。）

３　国民健康保険料（税）を特別徴収の方法により納付している被保険者から上記１に係る申請があった場合においては、国民健康保険法施行規則（昭

和３３年厚生省令第５３号）第３２条の２６第５号及び地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号）第２４条の３４第２号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。

なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないこと。

4　国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免については、被災地の被保険者に対して周知徹底に努めること。

事　務　連　絡
平成２３年９月６日

岡山県保健福祉部長寿社会課
岡山県県民生活部市町村課　御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治税務局市町村税課

平成２３年台風１２号により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて

標記について、平成２３年台風１２号により、貴県管内の市町村において災害救助法が適用されたことに鑑み、同法の適用を受けた市町村で被災した世帯の国民健康保険被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る国民健康保険料（税）等について、下記内容につき改めて関係保険者への連絡・指導等よろしく取り計られたい。

記

１　国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４４条、第７７条及び第８１条並びに地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第１５条、第２０条の５の２及び第７１７条の規定に基づき、保険者の判断により、国民健康保険料（税）の徴収猶予、納期限の延長及び減免並びに一部負担金の徴収猶予又は減免を行うことができることとなっており、被災被保険者の国民健康保険料（税）等についても被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

２　被災被保険者に係る国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免額については、その実情に対して、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和３８年厚生省令第１０号）第６条第１号又は第４号に基づき、特別調整交付金が交付されること。（交付要件の詳細については「災害による国民健康保険料（税）の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について」（昭和４２年６月３０日付け保発第２４号）を参照。）

３　国民健康保険料（税）を特別徴収の方法により納付している被保険者から上記１に係る申請があった場合においては、国民健康保険法施行規則（昭和３３年厚生省令第５３号）第３２条の２６第５号及び地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号）第２４条の３４第２号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。
なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないこと。

４　国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免については、被災地の被保険者に対して周知徹底に努めること。

別　紙５

事　務　連　絡
平成２３年９月５日

三重県後期高齢者医療主管課（部）
鳥取県後期高齢者医療主管課（部）
奈良県後期高齢者医療主管課（部）
和歌山県後期高齢者医療主管課（部）
三重県後期高齢者医療広域連合事務局
鳥取県後期高齢者医療広域連合事務局
奈良県後期高齢者医療広域連合事務局
和歌山県後期高齢者医療広域連合事務局
御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

平成２３年台風１２号による被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成２３年台風１２号による被害により、管内の市町村において災害救助法が適用されたことに鑑み、同法の適用を受けた市町村で被災した後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金及び保険料の取扱いについて、下記の内容について改めて周知いたしますので、その適切な対応についてよろしくお願いします。

なお、貴県におかれましては、管内の市町村への周知徹底を図るよう、よろしくお願いします。

記

１　後期高齢者医療制度においては、特別な理由がある被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第69条、第111条及び第115条の規定並びに「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の取扱いについて」（平成20年３月24日保総発第0324005号）に基づき、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は一部負担金の減免及び徴収猶予並びに保険料の減免及び徴収猶予を行うことができることとされており、また、市町村は保険料の徴収に係る納期限の延長等を行うことができることとされていることから、当該災害により被災した被保険者に係る一部負担金及び保険料について、広域連合又は市町村の条例等で定める基準に照らし、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

２　市町村は、保険料を特別徴収の方法により納付している被保険者から上記１に係る申請があった場合においては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第106条第６号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。

なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないものであること。

3　被保険者等に対し、上記１及び２についての周知徹底に努めること。

4　上記１による一部負担金及び保険料の減免額については、その実情に応じて、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第６条第１号又は第３号の規定に基づき、特別調整交付金が交付されること。

事　務　連　絡
平成２３年９月６日

岡山県後期高齢者医療主管課（部）
岡山県後期高齢者医療広域連合事務局　御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

平成２３年台風１２号による被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて

後期高齢者医療制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成２３年台風１２号による被害により、管内の市町村において災害救助法が適用されたことに鑑み、同法の適用を受けた市町村で被災した後期高齢者医療の被保険者に係る一部負担金及び保険料の取扱いについて、下記の内容について改めて周知いたしますので、その適切な対応についてよろしくお願いします。

なお、貴県におかれましては、管内の市町村への周知徹底を図るよう、よろしくお願いします。

記

1　後期高齢者医療制度においては、特別な理由がある被保険者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第69条、第111条及び第115条の規定並びに「一部負担金の減額、免除又は徴収猶予の取扱いについて」（平成20年３月24日保総発第0324005号）に基づき、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は一部負担金の減免及び徴収猶予並びに保険料の減免及び徴収猶予を行うことができることとされており、また、市町村は保険料の徴収に係る納期限の延長等を行うことができることとされていることから、当該災害により被災した被保険者に係る一部負担金及び保険料について、広域連合又は市町村の条例等で定める基準に照らし、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

2　市町村は、保険料を特別徴収の方法により納付している被保険者から上記１に係る申請があった場合においては、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第106条第６号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。

なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないものであること。

3　被保険者等に対し、上記１及び２についての周知徹底に努めること。

4　上記１による一部負担金及び保険料の減免額については、その実情に応じて、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第６条第１号又は第３号の規定に基づき、特別調整交付金が交付されること。